

宿泊約款

適用範囲

第1条

1. 当会館の宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款で定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当会館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約を付したときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

1. 当会館で宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当会館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当会館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当会館も、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当会館前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当会館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当会館が定める申込金を、指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当会館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約がその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当会館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当会館が契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約を付することがあります。
2. 宿泊料金の申し込みを承諾するにあたり、当会館前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当館が申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約を付したものとして取り扱います。

宿泊契約の締結の可否

第5条 当会館は、次の掲げる場合においては、宿泊契約の締結を拒否されませんので、ご了承ください。

- (1) 宿泊しようとするものが、次のイ又はロに該当すると認められるとき。
 - イ「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等
 - ロ 反社会的団体又は社会的団体の構成員、若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等
- (2) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (3) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかと認められるとき。
- (6) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れのあるときや、大声を発したり絡んだりする等、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。（東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく）

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は当会館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当会館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当会館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払日より前でも宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当会館が第4条第1項の特約を付した場合には、その特約に定めるにあたって宿泊客が宿泊料金を解除した時の違約金支払い義務について、当会館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当会館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約が宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 前項の規定により宿泊の予約が解除されたものとみなし処理することがあります。

当会館の契約解除権

第7条

1. 当会館は、次の掲げる場合においては、宿泊契約を解除いたします。
 - (1) 宿泊しようとするものが、次のイ又はロに該当すると認められるとき。
 - イ「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等
 - ロ 反社会的団体又は社会的団体の構成員、若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等
 - (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (3) 宿泊客が、伝染病者であると明らかと認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 宿泊客が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れのあるときや、大声を発したり絡んだりする等、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。（東京都旅館業法施行条例第5条の規定に基づく）
 - (7) 寝室での寝たばこ、消火設備等に対するいたずら、その他当会館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当会館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金をいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊当日、当会館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、団体名及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当会館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊助成券、クレジットカード等通貨の代わり得る

方法により行おうとするときは、あらかじめ前頁の登録簿にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当会館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前11時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当会館は、前頁の規定にかかわらず、満室の場合を除き、同頁で定める時間帯の客室の使用にむけることがあります。この場合における追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過午後2時まで室料金の30%
 - (2) 超過午後4時まで室料金の50%
 - (3) 超過午後4時を超えた場合室料金の全額（満室の場合延長利用をお受けできないことがあります。）

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当会館内においては、当会館が定めて会館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当会館の主な施設等の営業時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
2. 前頁の時間は、必要やむを得ない場合に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿賃料等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前頁の宿賃料等の支払い方法は、通貨または当会館が認めた宿泊助成券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当会館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当会館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意で宿泊しなかった場合においても、宿賃料金を申し受けます。

当会館の責任

第13条 当会館は、宿泊客及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当会館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

1. 当会館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件により他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当会館は、前頁の規定にかかわらず、他の宿泊施設を斡旋ができないときは、適宜相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄附物の取扱い

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当会館はその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当会館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けならなかったものについて、当会館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当会館はその損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、15万円を限度として当会館はその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

1. 宿泊客の手荷物や宿泊に先立って当会館に到着した場合は、その到着前に当会館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当会館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当会館は、当所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、貴重品に限り発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当会館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前頁の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第17条 宿泊客が当会館の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の齟齬の如何にかかわらず、当会館が場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当会館が損害を被ったときは、当客が宿泊客に当会館に対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊客の有効

第19条 本宿泊契約は、2020年4月1日より有効とします。

宿泊客の変更

第20条

1. 本契約は、民法上の定型契約に該当し、本契約の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 本契約の変更は、変更後の規定の内容を当会館のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本契約を変更する場合にはフロント及び客室内にも変更内容を記載した書面を備置します。

個人情報保護方針について

第21条 当会館は、一般親睦会法人全国自治協会個人情報保護方針に基づき、個人情報の適正な利用と保護を努めることとします。

別表第1

宿賃料等の内訳（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿賃料	①基本宿賃料(室料) ②サービス料(①×10%)
	追加料金	③レストラン、その他の利用料金
	税金	a)消費税 b)宿泊税(宿賃料及びサービス料の合計が10,000円を超える場合)

別表第2

違約金（第6条2項関係）

個人	前日	20%
	当日	80%
団体 (10名以上)	不泊(連絡なく宿泊しないとき)	100%
	14日前	1名 500円
	7日前	1名 1,000円
	前日	1名 50%
	当日	1名 80%
	不泊(連絡なく宿泊しないとき)	100%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の8日前(その日より後)ご申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日における宿泊人数の10%(備数が上がった場合に切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規則

全国ホテル会館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊契約第10条に基づき次ぎの通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけないときは、キャンセル料が宿泊料ならびに当会館内設備施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当会館に被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室利用について

- (1) 客室よりの避難経路等は、客室入り口のドアの内側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) 客室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- (3) ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際してはご不意に開扉なさらずにフロント(レセプション)にご連絡下さい。
- (4) 火災になりやすい場所(特にベッドや布団の上)及びノースモーキングフロアでの喫煙はなさらないでください。
- (5) 客室内及び廊下での喫煙用、炊事用等の機器、キャンドル等をご使用なさらないでください。また、客室内での調理機能をお断りいたします。
- (6) 許可なく客室を営業行為(展示会・その他)などご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- (7) 許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に広告を貼り、あるいは記号する等現状を著しく変更なさらないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。客室内の小物、備品を客室外に持ち出さないでください。また、当会館の外観を損なうようなものを窓際に置いたり、窓にお掛けにならないでください。
- (8) ご訪問客とのご面会はロビーでお願いたします。
- (9) 窓から物品をお投げるにしないでください。
- (10) 予約の宿泊日数及び人数を変更なさる場合はあらかじめフロントにご相談ください。
- (11) ご滞在中は部屋からお出かける際は、客室の鍵を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- (12) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- (13) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

2. お支払い等について

- (1) お会計はご出発の際にフロントでお願いたします。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願する場合がありますので、その都度お支払い下さい。
- (2) ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) お買い物代、タクシー代、郵便切手代、荷物運送料のお支払いはお断りさせていただきます。
- (4) 個人小切手にてのお支払い及び両替は固くお断りさせていただきます。
- (5) 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください。なお、公衆電話は1階と地下1階ロビーにごさいます。
- (6) 助成券をご利用になられますお客様は、チェックインの際フロント係員までお渡し下さい。
- (7) 基本宿泊料に10%のサービス料を加算させていただきますので、おし付け等はご辞退申し上げます。

3. 貴重品、お預かり品について

- (1) ご滞在中の現金、その他貴重品の保管については、客室備え付けの金庫をご利用になるか、フロントにお申し出下さい。ご利用なさらないで万一紛失、盗難等が発生した場合には当会館ではその責任を負いかねます。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。
- (2) 当会館内での遺失物などの処理は一定期間当会館が保管し、その後お遺失物に基づいてお返付させていただきます。
- (3) フロントでのお預かり物、特定の期間を経過しても連絡がない場合、次の期間を限度とし、お引き取りの意思がないものとして処理させていただきます。
 - イ. フロントにてお預かり物 1ヶ月
 - ロ. ランドリーにご依頼の洗濯物 1週間

4. ホテル内での禁じ行為

- (1) 動物、鳥などのペット類及び家畜類の持ち込み(身体障害者補助犬を除く)。
- (2) 火薬、揮発油、その他発火または爆発性の物品等危険物の持ち込み。
- (3) 強い臭いを発する物及び大音量を発生する物の持ち込み。
- (4) 法により所持を禁じられている銃砲、刀剣、覚醒剤の類の持ち込み。
- (5) とばくや風紀を乱すような行為、大声を出したり絡んだりすること、または他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) 備え付けの部屋着、スリッパ等で客室外に出ること。
- (7) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。
- (8) 当会館内で許可無く営業上の目的で写真等の撮影すること。
- (9) 客室ドアを開放したまま使用すること。
- (10) 携帯電話のご利用について、適当でない場所での会話や大声での通話など、他のお客様に迷惑、迷惑を及ぼす行為。

5. 利用制限

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等の当会館利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)。
- (2) 反社会的団体又は反社会的団体の構成員、若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等の当会館の利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします)。
- (3) 暴力、脅迫、恐喝、威吓的な不当要求及びこれら類する行為が認められる場合、直ちに当会館のご利用はご遠慮いただきます。また、かつて同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
- (4) 禁止薬物の利用や、飲酒による自己毀滅などで、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感、嫌悪感を与え又は与える恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りします。
- (5) 当会館内及び客室内で、大声、放屁及び喧嘩な行為等で他のお客様に迷惑を及ぼしたり、賭博や公序良俗に反する行為があった場合には、直ちにご利用をお断り致します。

6. その他

- (1) 当会館内の設備施設及び備品品についてのお願も
 - イ. その目的以外の用途にご使用なさらないでください。
 - ロ. 当会館の外へ持ち出さないでください。
 - ハ. 他の場所を移動したり加工したりしないでください。
- (2) 廊下やロビーなどに刃物等を放置しないでください。
- (3) 緊急事態あるいは止むを得ない事情が発生しない限り、階段、塔屋、機械室等客用部分以外の施設内に立ち入らないでください。
- (4) 不可抗力以外の理由により、建造物、備品その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失させた場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
- (5) 客室内を除き、各所に防犯カメラを設置しておりますので、あらかじめご了承ください。

2. お支払い等について

7. 規則の変更について

(1) この規則は、民法上の定型約款に該当し、この規則の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

(2) この規則の変更は、変更後の規定の内容を、当会館所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本規則を変更する場合には、フロント及び客室内にも変更内容を記載した書面を備置します。